



中部国際空港

常滑市の特色

常滑市は中部国際空港が立地しており、交通インフラが大変優れています。名古屋市からは車で約40分、鉄道では約30分でアクセス可能です。

空港に隣接する中部臨空都市は、大型商業施設、ホテル、飲食、結婚式場、製造業、物流施設など幅広い業種の企業が進出しています。また、空港島では



招き猫

2019年8月末に愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」が、同年9月には第2ターミナルが開業しました。新型コロナウイルスの影響を受け停滞していた航空需要も戻りつつあり、伸びしろの多い地区です。

■立地促進奨励金

中部臨空都市空港対岸部(りんくう町)で、愛知県から新たに土地を取得または賃貸して事業所を新設する事業者の皆様へ、固定資産税及び都市計画税に相当する額を遡減方式で5年間奨励金として交付します。

<対象経費>

土地及び建物にかかる固定資産税及び都市計画税

※事業用定期借地の場合は国有資産等所在市町村交付金相当額

<交付期間>

5年間(固定資産税等を納付した翌年度に交付)

<交付割合>

1、2年目100% 3年目75%、4、5年目50%(交付額の上限なし)

■雇用促進奨励金

中部臨空都市空港対岸部で、立地促進奨励金の対象事業者が、新たに常滑市民を1年間以上雇用した場合に、雇用促進奨励金を交付します。

<適用条件>

①常用雇用従業員として常滑市民を雇用基準日(操業を開始した日から1年を経過する日)の前日までに新規に雇用する。

②①で雇用した常滑市民を1年間引き続き雇用。

<交付額>

雇用した市民一人当たり20万円(上限50人1千万円)

■高度先端産業立地促進奨励金

(愛知県21世紀高度先端産業立地補助金に対応)

高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造を行う工場や研究所を新増設する中小事業者の皆様に対し、固定資産取得費用の一部を奨励金として交付します。

<対象経費>

家屋及び償却資産の固定資産取得費用を対象経費とし、下記割合を乗じた額を交付します。

- ・工場：対象経費の10%(既存の建物内に新たに機械設備を導入する場合は5%)
- ・研究所：対象経費の5%

<詳細は下記HPをご覧ください>

<http://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/yuchi/1001238.html>



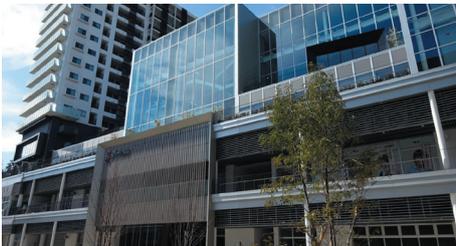
Aichi Sky Expo



優遇制度



担当課問合せ



東海市芸術劇場

東海市の特色

東海市は、名古屋都心や中部国際空港、名古屋港へのアクセスが便利で、陸、海、空の交通の要衝として、大きな発展を遂げてきました。産業として、中部圏最大の鉄鋼産業をはじめ、自動車産業、航空機産業、工作機械産業等のものづくり産業や便利な交通網を活かした物流産業など、多くの企業が集積しています。

現在は、西知多道路「大田IC(仮称)」に隣接する太田川駅西地区や今年3月に都市計画道路養父森岡線が開通した加木屋中部地区のほか、名和駅西地区の土地区画整理事業を推進しており、今後も引き続き産業振興に寄与したまちづくりを着実に進めてまいります。



東海市長 花田 勝重

■東海市次世代産業立地補助金

(愛知県新あいち創造産業立地補助金Aタイプに対応)東海市内において、次世代産業分野に係る工場等を新設又は増設をする企業に対し、愛知県と連携してその経費の一部を補助します。

<補助要件>

- ・東海市内において原則20年以上、工場等を立地していること。

- ・中小企業、中堅企業：工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上で、25人以上の常用雇用者数を維持すること。
- ・大企業：工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が2.5億円以上で、50人以上の常用雇用者数を維持すること。
- ・市と公害防止協定を締結すること。

<補助金額>

- ・中小企業：工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の10%(みなし企業は8%) (限度額10億円)
- ・中堅企業：工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の5%(みなし企業は4%) (市限度額5億円・県限度額5億円)
- ・大企業：工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の4%(市限度額5億円・県限度額5億円)

<詳細はHPをご覧ください>



■東海市中小企業高度先端産業立地補助金

(愛知県21世紀高度先端産業立地補助金に対応)東海市内において、高度先端産業分野の工場を新設又は増設をする企業に対し、愛知県と連携してその経費の一部を補助します。

<補助要件>

- ・工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が2億円以上であり、常用雇用者が原則として5人以上増加すること。
- ・市と公害防止協定を締結すること。

<補助金額>

工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の10%(みなし企業は8%) (限度額10億円)

<詳細はHPをご覧ください>



■企業立地交付金(工場等新設交付金)

東海市内の工業地域又は工業専用地域に工場、研究所、物流施設を新設した企業に対し、交付金を交付します。

<認定要件>

- ・敷地面積が3,000㎡以上あること
- ・新設に係る家屋、償却資産に係る固定資産税評価額が1億円以上あること
- ・市と公害防止協定を締結すること

<交付金額>

新設に係る土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額に次の割合を乗じた額

初年度 100/100

翌年度 75/100

翌々年度 50/100

※次世代産業分野については、3年間100/100です。

※借地、借家でも交付金の対象とします。
※次世代産業分野については、工業地域及び工業専用地域以外でも対象になる場合があります。

■企業立地交付金(中小企業再投資交付金)

東海市内の工場、研究所、物流施設に再投資(工場等の増築、改築、償却資産を取得)した中小企業に対し、交付金を交付します。

<認定要件>

- ・再投資に係る家屋、償却資産に係る固定資産税評価額が2,000万円以上あること
- ・市と公害防止協定を締結すること

<交付金額>

再投資に係る土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額に次の割合を乗じた額

初年度 100/100

翌年度 75/100

翌々年度 50/100

※次世代産業分野については、3年間100/100です。

※借地、借家でも交付金の対象とします。

※償却資産のみを取得した場合は、初年度のみで50/100(次世代産業分野は100/100)とします。

<詳細はHPをご覧ください>

